



# 山形県公報

平成18年2月17日(金)  
第1717号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...189  
同.....(最上総合支庁建設総務課)...同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(庄内総合支庁企画振興課)...190  
一般競争入札の公告.....(情報企画課)...同  
大規模小売店舗の変更の届出.....(商業経済交流課)...191  
同.....(同)...193

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年2月17日から同年3月2日まで縦覧に供する。

平成18年2月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形羽入線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 山形市天神町82番2から<br>同 大字渋江字向河原1584番1まで | 旧    | 10.5メートル<br>?<br>7.5 | メートル<br>432 |
| 同 上                                |      | 40.0メートル<br>?<br>8.8 | メートル<br>585 |
| 山形市天神町82番2から<br>同 白川115番まで         | 新    | 10.5メートル<br>?<br>7.5 | メートル<br>152 |
| 山形市天神町82番2から<br>同 大字渋江字向河原1584番1まで |      | 40.0メートル<br>?<br>8.8 | メートル<br>585 |

### 山形県告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年2月17日から同年3月2日まで縦覧に供する。

平成18年2月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平田鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                         | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長          |
|-------------------------------------------|---|------|------------------|-------------|
| 最上郡鮭川村大字佐渡字曲戸下600番37から<br>同 字鶴田野2175番27まで |   | 旧    | 12.5メートル<br>11.0 | メートル<br>117 |
| 同                                         | 上 | 新    | 12.5メートル<br>11.0 | 同上          |
| 同                                         | 上 |      | 15.0メートル<br>13.0 | メートル<br>99  |

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年2月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年1月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 元気王国
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 香奈子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市こがね町一丁目10番地の4
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、事業区域における地域の住民に対して、子どもから高齢者までの各年代に必要な健康な社会生活の維持、および、運動を通じた健康の増進の支援に関する事業を行い、地域福祉の発展およびスポーツの振興に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県イントラネットファイル共有システム及び職員認証システム保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年2月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁eラーニングルーム(15階)
  - (2) 日 時 平成18年2月27日(月) 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県イントラネットファイル共有システム及び職員認証システム保守業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期限 平成18年3月31日(金)
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。

(3) 7の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課電子県庁推進担当 電話番号023(630)3199

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をしたものを落札者とする。

### 8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成18年2月22日(水)午後5時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成18年6月17日まで縦覧に供する。

平成18年2月17日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

庄内アークプラザ

鶴岡市大字中野京田字上大坪2番1号外

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

アークランドサカモト株式会社 新潟県三条市大字上須頃445番地

代表取締役 坂本 守蔵

有限会社ガイパ大坪 鶴岡市大字布目甲110番地

代表取締役 水口 順子

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

代表取締役 野中 正人

### 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

## (変更前)

| 名 称            | 住 所                     | 代表者の氏名    |
|----------------|-------------------------|-----------|
| アークランドサカモト株式会社 | 新潟県三条市大字上須頃445番地        | 坂 本 守 蔵   |
| 株式会社 ヤ マ ザ ワ   | 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号      | 山 澤 進     |
| 株式会社 し ま む ら   | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番 4 号 | 藤 原 秀 次 郎 |

## (変更後)

| 名 称            | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|----------------|-------------------------|---------|
| アークランドサカモト株式会社 | 新潟県三条市大字上須頃445番地        | 坂 本 守 蔵 |
| 有限会社 ガ イ パ 大 坪 | 鶴岡市大字布目甲110番地           | 水 口 順 子 |
| 株式会社 ヤ マ ザ ワ   | 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号      | 山 澤 進   |
| 株式会社 し ま む ら   | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番 4 号 | 野 中 正 人 |

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

## (変更前)

| 名 称             | 住 所                     | 代表者の氏名    |
|-----------------|-------------------------|-----------|
| アークランドサカモト株式会社  | 新潟県三条市大字上須頃445番地        | 坂 本 守 蔵   |
| 株式会社 ヤ マ ザ ワ    | 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号      | 山 澤 進     |
| 株式会社 し ま む ら    | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番 4 号 | 藤 原 秀 次 郎 |
| 株式会社 セ リ ア      | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地         | 河 合 宏 光   |
| ロイヤルネットワーク株式会社  | 酒田市新橋一丁目 4 番10号         | 仲 條 啓 三   |
| 橋 本 井 園 株 式 会 社 | 宮城県仙台市若林区六丁の目東町 5 番35号  | 橋 本 奈 保 子 |

## (変更後)

| 名 称            | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|----------------|-------------------------|---------|
| アークランドサカモト株式会社 | 新潟県三条市大字上須頃445番地        | 坂 本 守 蔵 |
| 株式会社 ヤ マ ザ ワ   | 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号      | 山 澤 進   |
| 株式会社 し ま む ら   | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番 4 号 | 野 中 正 人 |

|                 |                      |           |
|-----------------|----------------------|-----------|
| 株式会社 セ リ ア      | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地      | 河 合 宏 光   |
| ロイヤルネットワーク株式会社  | 酒田市新橋一丁目4番10号        | 仲 條 啓 三   |
| 橋 本 井 園 株 式 会 社 | 宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号 | 橋 本 奈 保 子 |

## 4 変更年月日

## (1) 有限会社ガイパ大坪に係る事項

平成15年10月1日

## (2) (1)以外の事項

平成17年5月13日

## 5 届出年月日

平成18年2月1日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年6月17日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成18年6月17日まで縦覧に供する。

平成18年2月17日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

庄内アークプラザ

鶴岡市大字中野京田字上大坪2番1号外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

アークランドサカモト株式会社 新潟県三条市大字上須頃445番地

代表取締役 坂本 守蔵

有限会社ガイパ大坪 鶴岡市大字布目甲110番地

代表取締役 水口 順子

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

代表取締役 野中 正人

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）8,758平方メートル

（変更後）13,069平方メートル

## (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）927台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）817台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

□ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 144台(位置については縦覧に供する図面のとおりに)

(変更後) 104台(位置については縦覧に供する図面のとおりに)

八 荷さばき施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおりに

(変更後) 縦覧に供する図面のとおりに

二 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおりに

(変更後) 縦覧に供する図面のとおりに

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業を行う者        | 開店時刻  | 閉店時刻 | 備考           |
|----------------|-------|------|--------------|
| 株式会社ヤマザワ       | 午前10時 | 午後9時 | 年間30日は午前9時開店 |
| 株式会社セリア        | 午前10時 | 午後9時 | 年間30日は午前9時開店 |
| ロイヤルネットワーク株式会社 | 午前10時 | 午後9時 | 年間30日は午前9時開店 |
| 橋本井園株式会社       | 午前10時 | 午後9時 | 年間30日は午前9時開店 |

(変更後)

| 小売業を行う者        | 開店時刻 | 閉店時刻  | 備考 |
|----------------|------|-------|----|
| 株式会社ヤマザワ       | 午前9時 | 翌午前0時 |    |
| 株式会社セリア        | 午前9時 | 翌午前0時 |    |
| ロイヤルネットワーク株式会社 | 午前9時 | 翌午前0時 |    |
| 橋本井園株式会社       | 午前9時 | 翌午前0時 |    |

□ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時まで

(変更後) 午前8時30分から翌午前0時30分まで

4 変更年月日

(1) 3の(3)に掲げる事項

平成18年3月1日

(2) (1)以外の事項

平成18年10月2日

5 届出年月日

平成18年2月1日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年6月17日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並

- びに主たる事務所の所在地)  
 (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見

正 誤

発行年月日 県公報 番号 ページ 行

誤

正

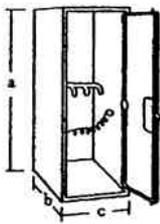
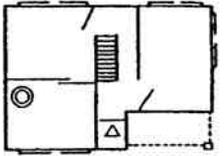
平成17. 5.13 第1641号 532 下から1

誤

- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

正

- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

| 保 管 場 所           |                                               |                                                                                                                            |
|-------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保管庫の略図(写真を添付しても可) | 保管庫の固定 1 造りつけ 2 釘ねじ類<br>3 固定していない<br>4 その他( ) | 例<br>                                  |
| 保管庫のある建物の略図       |                                               | 例<br>2階<br><br>...ガンロッカー<br>...装弾ロッカー |

- 備考 1 記入項目以外は、該当数字を丸で囲むこと。  
 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

平成18. 2. 3 第1713号 136 17 (2) 名 称 3・5・203号久野本岩松線 (2) 名 称 3・5・203号久野本若松線  
 同 2. 7 第1714号 163 下から17 「前各号」 「前各項」

平成18年2月17日印刷  
平成18年2月17日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056